

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第4部門第1区分

【発行日】令和6年12月19日(2024.12.19)

【国際公開番号】WO2023/182499

【出願番号】特願2024-509261(P2024-509261)

【国際特許分類】

E 0 6 B 9/24(2006.01)

E 0 4 D 3/06(2006.01)

E 0 4 B 7/18(2006.01)

B 3 2 B 7/023(2019.01)

B 3 2 B 27/00(2006.01)

B 3 2 B 27/18(2006.01)

C 0 3 C 17/32(2006.01)

C 0 9 J 7/38(2018.01)

C 0 9 J 201/00(2006.01)

C 0 9 J 133/06(2006.01)

G 0 2 B 5/00(2006.01)

10

【F I】

E 0 6 B 9/24 A

E 0 4 D 3/06 A

E 0 4 B 7/18 A

B 3 2 B 7/023

B 3 2 B 27/00 M

B 3 2 B 27/18

C 0 3 C 17/32 A

C 0 9 J 7/38

C 0 9 J 201/00

C 0 9 J 133/06

G 0 2 B 5/00 A

20

30

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月8日(2024.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1層の透光性基材層と、少なくとも1層の粘着層とを備え、  
前記粘着層が、粘着剤100質量部に対して、感温性微粒子1～100質量部を含有する粘着性組成物からなり、

前記感温性微粒子の屈折率が、温度の上昇にともない低下し、且つ、

1 当たりの屈折率の低下量である前記感温性微粒子の屈折率低下率が、前記感温性微粒子の融点の近傍において、前記感温性微粒子の融点の近傍以外の温度域よりも大きい、  
窓材。

【請求項2】

前記粘着剤と前記感温性微粒子の屈折率差が、23 において0.015未満であり、  
40 において0.015以上である請求項1に記載の窓材。

40

50

## 【請求項 3】

前記粘着層の 40 におけるヘイズ値が、前記粘着層の 23 におけるヘイズ値よりも 10% 以上高い、請求項 1 に記載の窓材。

## 【請求項 4】

前記感温性微粒子が側鎖結晶性ポリマーを含み、

前記側鎖結晶性ポリマーは、炭素原子数 14 以上の直鎖状アルキル基を有する（メタ）アクリルモノマーに由来する構成単位を 70 ~ 100 質量% 含む請求項 1 に記載の窓材。

## 【請求項 5】

前記感温性微粒子の（融点 + 7）における屈折率が、前記感温性微粒子の（融点 - 10）における屈折率よりも 0.02 以上低い、請求項 1 に記載の窓材。

10

## 【請求項 6】

少なくとも 1 層の透光性基材層と、少なくとも 1 層の粘着層とを備え、

前記粘着層が、粘着剤 100 質量部に対して、感温性微粒子 1 ~ 100 質量部を含有する粘着性組成物からなり、

前記感温性微粒子の屈折率が、温度の上昇にともない低下し、且つ、

1 当たりの屈折率の低下量である前記感温性微粒子の屈折率低下率が、前記感温性微粒子の融点の近傍において、前記感温性微粒子の融点の近傍以外の温度域よりも大きい、透光性屋根材。

## 【請求項 7】

前記粘着剤と前記感温性微粒子の屈折率差が、23 において 0.015 未満であり、40 において 0.015 以上である請求項 6 に記載の透光性屋根材。

20

## 【請求項 8】

前記粘着層の 40 におけるヘイズ値が、前記粘着層の 23 におけるヘイズ値よりも 10% 以上高い、請求項 6 に記載の透光性屋根材。

## 【請求項 9】

前記感温性微粒子が側鎖結晶性ポリマーを含み、

前記側鎖結晶性ポリマーは、炭素原子数 14 以上の直鎖状アルキル基を有する（メタ）アクリルモノマーに由来する構成単位を 70 ~ 100 質量% 含む請求項 6 に記載の透光性屋根材。

## 【請求項 10】

前記感温性微粒子の（融点 + 7）における屈折率が、前記感温性微粒子の（融点 - 10）における屈折率よりも 0.02 以上低い、請求項 6 に記載の透光性屋根材。

30

## 【請求項 11】

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の窓材、及び / 又は請求項 6 ~ 10 のいずれか一項に記載の透光性屋根材を備える建築物。

## 【請求項 12】

請求項 1 ~ 5 のいずれか一項に記載の窓材、及び / 又は請求項 6 ~ 10 のいずれか一項に記載の透光性屋根材を備える車両、船舶、又は航空機。

## 【請求項 13】

粘着剤 100 質量部に対して、感温性微粒子 1 ~ 100 質量部を含有し、

前記感温性微粒子の屈折率が、温度の上昇にともない低下し、且つ、

1 当たりの屈折率の低下量である前記感温性微粒子の屈折率低下率が、前記感温性微粒子の融点の近傍において、前記感温性微粒子の融点の近傍以外の温度域よりも大きい、粘着性組成物。

40

## 【請求項 14】

前記粘着剤と前記感温性微粒子の屈折率差が、23 において 0.015 未満であり、40 において 0.015 以上である請求項 13 に記載の粘着性組成物。

## 【請求項 15】

前記感温性微粒子が側鎖結晶性ポリマーを含み、

前記側鎖結晶性ポリマーは、炭素原子数 14 以上の直鎖状アルキル基を有する（メタ）

50

アクリルモノマーに由来する構成単位を70～100質量%含む請求項13に記載の粘着性組成物。

【請求項16】

前記感温性微粒子の(融点+7)における屈折率が、前記感温性微粒子の(融点-10)における屈折率よりも0.02以上低い、請求項13に記載の粘着性組成物。

【請求項17】

請求項13～16のいずれか一項に記載の粘着性組成物からなる粘着層を備える粘着シート。

【請求項18】

前記粘着層の40におけるヘイズ値が、前記粘着層の23におけるヘイズ値よりも10%以上高い、請求項17に記載の粘着シート。 10

20

30

40

50